

「合理的配慮」の提供とは

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月に施行された法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を規定しています。

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、「合理的配慮」の提供が民間の事業者にも義務付けられました。今後は、障害のある方の社会参加がこれまで以上に進むものと期待されています。

(具体例)

- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する
- ・並んで順番を待つことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする

「合理的配慮」の提供は、行政機関や民間事業者などを対象としていますが、社会の中にあるバリアを取り除き、障害のある方の権利や利益を守るためには、全ての人が障害への理解を深めることが必要です。

そのため、市では相談窓口を開設し、様々な相談や周知、啓発を行っています。

障害を理由とする差別をなくし、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していくことが求められています。